

桑名市告示第69号

桑名市フードバンク事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月12日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市フードバンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域福祉の増進、食品ロス削減及びSDGsの達成に資するため、企業、市民等から子どもを支援する団体等に寄付された物品、個々の子どもを支援する団体等が使用する食材等の回収、保管、配布等を行う桑名市フードバンク事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもを支援する団体 市内に事務所を有する一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他任意団体等であって、子ども等に対し、無料若しくは低額で、食事若しくは食材の提供を行う活動又は子どもに対する学習支援等に取り組む団体等をいう。
- (2) 子どもを支援する個人 市内に住所を有する個人であって、子ども等に対し、無料若しくは低額で、食事若しくは食材の提供を行う活動又は子どもに対する学習支援等に取り組む者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、桑名市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 子どもを支援する団体及び子どもを支援する個人への食品等の配布
- (2) 企業、個人等への食品等の提供等に関する協力依頼
- (3) 企業、個人等からの食品等の受け入れ
- (4) 受け入れた食品等の適切な管理及び保管
- (5) 個々の子どもを支援する団体が所有する物品等の保管
- (6) その他事業の実施に伴い必要となる業務

(利用団体等)

第5条 事業を利用する子どもを支援する団体及び子どもを支援する個人(以下「利用団体等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 概ね月に1回以上活動を行っていること
- (2) その他市長が必要と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる利用団体等は、配布対象としない。

- (1) 桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱（令和2年桑名市告示第146号）第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 法令等又は公序良俗に反する行為等を行う団体等
- (3) その他市長が不相当と認める団体等

(遵守事項等)

第6条 利用団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受け取った食品等の転売及び金銭その他有価物との交換をしないこと。
- (2) その他市長が指示すること。

2 受け取った食品等の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギーの注意その他食品衛生上の問題については、利用団体等の責任とする。

(利用の中止等)

第7条 市長は、利用団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止させることができるものとする。この場合において、既に食品等が利用団体等に配布されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の申請により配布を受けた場合
- (2) 前条第1項の規定に違反した場合

(3) 市又は第3条ただし書の規定により市が事業を委託した事業者に対し、迷惑行為をした場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が事業の利用を中止させることが必要と認めた場合
(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。